

## 「セラミックバレー」の商標等に関する使用規程

### 第1条（趣旨）

この規程は、セラミックバレー協議会（以下「協議会」という。）が管理する「セラミックバレー」に関する商標等（別図。以下「商標等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（使用承諾の申出）

- 1 商標等を使用しようとする者（以下「承諾申出者」という。）は、あらかじめ「セラミックバレー」商標等の使用承諾申出書（兼決定通知書）（別記様式第1号。以下「承諾申出書」という。）を協議会に提出し、承諾を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、承諾申出書には、商標等を使用しようとする内容が確認できる見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付することが困難な場合には、協議会と協議の上、写真又は図案等に代えることができる。
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用されない。
  - ① 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
  - ② 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育の目的上必要と認められる限度において使用するとき。
  - ③ 報道関係機関が報道目的に使用するとき。
  - ④ 行政の目的のための内部資料として必要と認められる場合及び裁判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において使用するとき。
  - ⑤ その他使用承諾の手続きを必要としないと協議会が認めるとき。

### 第3条（使用の承諾）

- 1 協議会は、承諾申出者から前条により商標等の使用承諾の申出を受けたときは、次の各号いずれかに該当する場合には、承諾申出者に対して、商標等の使用を承諾することができる。
  - ① 美濃のやきものの普及活動を目的とした使用
  - ② 美濃のやきものの産地の普及活動を目的とした使用
  - ③ 美濃のやきものに所縁のある作家、窯元又はこれらと関連性を有する企業等の広報活動を目的とした使用
  - ④ 美濃のやきものに関わる地域に暮らす人々の諸活動を目的とした使用
- 2 協議会は、前項により商標等の使用を承諾する場合においては、条件を付することができる。
- 3 協議会は、承諾申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、商標等の使用を承諾し、当該承諾申出者に対して、その旨を明記したもの（以下「使用承諾通知書」という。）を交付する。

### 第4条（使用承諾の制限）

- 1 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、商標等の使用を承諾しないものとする。
  - ① 前条第1項各号の目的に該当しないとき。
  - ② 商標等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
  - ③ 商標等のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
  - ④ 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき。
  - ⑤ 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。

- ⑥ 政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する使用と認められるとき。
  - ⑦ 特定の商品への使用と認められるとき。
  - ⑧ その他商標等の使用が適當でないとき。
- 2 協議会は、前項の規定により使用の承諾をしない場合は、当該承諾申出者に対して、その旨を明記したもの（以下「使用不承諾通知書」という。）を交付する。

#### **第5条（使用承諾内容の変更申出）**

- 1 第3条第1項の規定により商標等の使用承諾を受けた者は、承諾申出書の内容に変更が生じるときは、「セラミックバレー」商標等の使用承諾変更申出書（兼決定通知書）（別記様式第2号。以下「承諾変更申出書」という。）に使用承諾通知書を添えて協議会に提出し、改めて変更後の使用承諾を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、承諾変更申出書には、商標等を使用しようとする変更後の内容が確認できる見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付することが困難な場合には、協議会と協議の上、写真又は図案等に代えることができる。
- 3 第3条第1項及び第2項並びに前条の規定は、第1項による申出内容の変更についても準用する。
- 4 協議会は、承諾変更申出書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更が適當であると認められる場合は、変更後の商標等の使用を承諾し、当該承諾申出者に対して、その旨を明記したもの（以下「使用承諾変更通知書」という。）を交付する。

#### **第6条（使用方法）**

- 1 第3条又は前条により使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の承諾（前条の規定による使用承諾内容の変更について承諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限り商標等を使用することができる。
- 2 使用者は、商標等について、本規程のほか、別に定める「セラミックバレー ロゴマニュアル」に従うものとし、商標等の同一性を損なわないようにしなければならない。
- 3 使用者は、マスターデータにより商標等を使用しなければならない。

#### **第7条（使用承諾の期間）**

- 1 商標等の使用承諾期間は、第3条の規定により使用承諾を受けた日から3年間とする。ただし、商標等の使用期間が限定されているときは、それをもって使用承諾期間とする。
- 2 前項の期間満了後において、引き続き商標等を使用しようとするときは、改めて第3条による商標等使用承諾の申出を行い、使用承諾を受けなければならない。
- 3 使用承諾期間が満了した場合の使用者の在庫物品については、使用者は、使用承諾を受けた内容を変更せず、かつ、使用承諾期間満了時から6か月以内に限り、商標等を使用することができる。

#### **第8条（使用料）**

商標等の使用料は、無料とする。

#### **第9条（使用上の遵守事項）**

使用者は、この規程に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 関係法令を遵守し、商標等の使用について適正な管理を行うこと。

- ② 使用承諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- ③ 第三者が商標等を侵害し又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに協議会に報告すること。
- ④ 使用者は、商標等の使用に関する問合せについて、誠実かつ良心的な対応を行い、その問合せ及び対応について、速やかに協議会に報告すること。
- ⑤ 第三者との係争、審判、訴訟等について、協議会に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者が協議して決定すること。
- ⑥ 使用者は、商標等の使用に基づく瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、第三者に対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理すること。
- ⑦ 使用者が、商標等の使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償すること。
- ⑧ 協議会から要請があった場合は、商標等の使用実態を協議会に報告すること。

#### **第10条（是正の要求）**

- 1 協議会は、承諾申出者又は使用者による商標等の使用方法が第4条又は第6条に基づき妥当性を欠くおそれがあるときは、承諾申出者又は使用者に対し、是正を求めることができる。
- 2 是正の要求を受けた承諾申出者又は使用者は、速やかに是正に応じ、その内容を協議会へ報告しなければならない。
- 3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

#### **第11条（使用承諾の取消し）**

- 1 協議会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、当該使用者に対し、「セラミックバレー」商標等の使用承諾取消通知書（別記様式第3号）により商標等の使用承諾を取り消すことができる。
  - ① 承諾申出者が提出した承諾申出書又は使用者が提出した承諾変更申出書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
  - ② 使用者が第3条第2項の使用承諾の条件に違反したとき。
  - ③ 使用者が第4条第1項の使用承諾制限事由に該当したとき。
  - ④ 使用者が第6条の使用 방법에違反したとき。
  - ⑤ 使用者が第9条の遵守事項に違反したとき。
  - ⑥ 使用者が正当な理由なく前条による是正の要求に応じなかったとき。
  - ⑦ 使用者が重大な背信行為を行ったとき。
  - ⑧ 前各号に規定するほか、使用者によるこの規程の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき。
- 2 協議会は、前項の規定により使用承諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 協議会は、第1項の規定により使用承諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った使用承諾の申出について、必要と認める期間、当該使用承諾を行わないことができる。
- 4 協議会は、使用承諾を受けずに商標等を利用した者が行う使用承諾の申請について、前項の規定を準用することができる。
- 5 前2項に定める協議会が必要と認める期間は、第3項については使用承諾の取消しの日から、前項については協議会が事実を確認した日から起算して、最長5年間とする。

### **第12条（申出取下届及び使用中止届）**

- 1 第2条第1項又は第5条第1項の規定に基づき申出を行った者は、その申出について、「セラミックバレー」商標等の申出取下届・使用中止届（別記様式第4号。以下「申出取下届・使用中止届」という。）を協議会へ提出することにより、当該申出を取り下げることができる。
- 2 使用者は、商標等を使用する必要がなくなったときは、申出取下届・使用中止届に使用承諾通知書（第5条の規定による使用承諾内容の変更についての承諾があった場合は、使用承諾変更通知書）を添えて協議会へ提出することにより、当該使用の承諾を中止することができる。

### **第13条（情報の公開）**

協議会は、商標等の適正な管理と広く利用促進を図る観点から、使用状況に関する情報を公開することができる。

### **第14条（権利設定の禁止）**

使用者は、商標等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

### **第15条（事務）**

この規程に関する商標等の管理事務は、セラミックバレー協議会の事務局が行う。

### **第16条（その他）**

この規程に定めるもののほか、商標等の使用に関し必要な事項又は疑義が生じた事項については、協議会が別に定める。

### **附 則**

- 1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、商標等管理の便宜のためすでに使用されている様式（以下、「旧様式」という。）は、この規程施行後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規程施行の前に商標等の使用承諾を受けている者は、この規程施行日から使用承諾期間を起算する。

別図（第1条関係）

## 1 文字商標

# セラミックバレー

## 2 ロゴマーク



## 3 キャッチコピー

世界は美濃に憧れる。

## 4 プロモーション映像

- (1) 岐阜県 陶産地 美濃  
(字幕なし／動画時間：約2分20秒)
- (2) 岐阜県 陶産地 美濃  
(字幕あり／動画時間：約2分20秒)
- (3) **Gifu Prefecture, Mino Ceramic Production Area**  
(字幕なし／動画時間：約2分20秒)
- (4) **Gifu Prefecture, Mino Ceramic Production Area**  
(字幕あり／動画時間：約2分20秒)
- (5) 岐阜県 美濃焼産地  
(字幕なし／動画時間：約2分20秒)
- (6) 岐阜県 美濃焼産地  
(字幕あり／動画時間：約2分20秒)



	新規
	更新

## 「セラミックバレー」商標等の使用承諾申出書（兼 決定通知書）

セラミックバレー協議会 会長 殿

「セラミックバレー」の商標等に関する使用規程第2条第1項に基づき、下記の使用承諾申出書及び添付書類のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、同規定を遵守することを誓約します。

申出日：令和 年 月 日

使用承諾申出書	使用承諾申出者	住所	(〒 — )		
	会社名及び氏名等	会社名	フガナ		
	連絡先	代表者氏名	⑩		
	※申出内容に関して連絡をとれる方をご記入ください。	担当者氏名	フガナ	部署	役職
		部署・役職			
	TEL	— — (内線)	FAX	— —	
	E-mail				
	使用目的及び使用方法	(※必要に応じて別途任意の資料を添付することにより、詳細を補足することもできます。)			
	使用品の名称				
	製作予定数				
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
過去の承諾番号	第 号 (※更新の場合のみ、⑩下部に記載のある承諾番号記入してください。)				
備考					

【添付書類】※必ず添付してください。

 使用品の見本 (A4 サイズ)

協議会使用欄 ※以下には記載しないでください。

決定通知書	令和 年 月 日		
	上記の商標等の使用承諾申出について、 [承諾] としてため通知します。 (「セラミックバレー」の商標等に関する使用規程第3条又は第4条に基づく決定)		
	承諾番号	第 号	セラミックバレー協議会
通信欄	[ ※ 使用承諾の条件 ・ 不承諾の理由 ・ その他通信事項 ]		



「セラミックバレエ」商標等の使用承諾変更申出書（兼 決定通知書）

セラミックバレエ協議会 会長 殿

「セラミックバレエ」の商標等に関する使用規程第5条第1項に基づき、下記の使用承諾変更申出書及び添付書類のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、同規定を遵守することを誓約します。

申出日：令和 年 月 日

使用承諾変更申出書	使用承諾申出者 会社名及び氏名等	住 所	(〒 — )		
		会 社 名	フガナ		
	連 絡 先 ※申出内容に関して連絡をとれる方をご記入ください。	代表者氏名	⑩		
		担当者氏名 部署・役職	フガナ	部 署	役 職
		TEL	— — (内線 )	FAX	— —
		E-mail :			
	承 諾 番 号	第 号	（※ⓐ下部に記載のある承諾番号を記入してください。）		
	使用品の名称				
	変更する事項	現在の内容			
		変更後の内容	（※必要に応じて別途任意の資料を添付することにより、詳細を補足することもできます。）		
備 考					

【 添付書類 】 ※必ず添付してください。

変更後の使用品の見本（A4 サイズ）

協議会使用欄 ※以下には記載しないでください。

決定通知書	令和 年 月 日	
	上記の商標等の使用承諾申出について、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">承 諾</span> / <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不承諾</span> としたため通知します。 (「セラミックバレエ」の商標等に関する使用規程第5条・第3条又は第5条・第4条に基づく決定)	
	承 諾 番 号	第 号 セラミックバレエ協議会
通 信 欄	[ ※ 使用承諾の条件 ・ 不承諾の理由 ・ その他通信事項 ]	

殿

セラミックバレー協議会

## 「セラミックバレー」商標等の使用承諾取消通知書

令和 年 月 日付で使用承諾を行った商標等の使用について、「セラミックバレー」の商標等に関する使用規程第11条第1項第 号に基づき、その使用承諾を取り消したため通知します。

記

### 1. 取消しの対象となる承諾番号

第 号

### 2. 商標等の使用者に関する表示

### 3. 取消理由

■第11条第1項第 号（ ）

以上

◇この通知に関する内容についてのお問い合わせ先

担当部署：公益財団法人セラミックパーク美濃

住 所：〒507-0801 岐阜県多治見市東町4-2-5

電話番号：0572-28-3200

FAX 番号：0572-28-3201



「セラミックバレー」商標等の（申出取下）  
使用中止）届

セラミックバレー協議会 会長 殿

「セラミックバレー」の商標等に関する使用規程第12条に基づき、下記の届書を提出します。

届出日：令和 年 月 日

<b>使用承諾申出者</b>  <b>会社名及び氏名等</b>  <b>連絡先</b>  ※申出内容に関して連絡をとれる方をご記入ください。	住所（〒 — — ）			
	会社名	アガナ		
	代表者氏名			
	担当者氏名 部署・役職	アガナ	部 署	役 職
TEL	— —	（内線）	FAX — —	
E-mail :				
<b>使用品の名称</b>				
<b>承諾番号</b>	第 — 号 （※該当する場合のみ、㊟の承諾番号を記入してください。）			
<b>届出の理由</b>				
<b>備考</b>				

【添付書類】※該当する場合には、添付してください。

- 「セラミックバレー」商標等の使用承諾申出書（兼 決定通知書）
- 「セラミックバレー」商標等の使用承諾変更申出書（兼 決定通知書）

協議会使用欄 ※以下には記載しないでください。

受付日	処理日	連絡先
		公益財団法人セラミックパーク美濃 〒507 - 0801 岐阜県多治見市東町4-2-5 TEL : 0572-28-3200 FAX : 0572-28-3201